

一八八	一八八	四	ページ段行	正
(印刷誤り)	(印刷誤り)	改正し、令和七	誤	
終りから 一八八	施行する。	年四月一日から		
施年改 行四正 する。日 から 一八八	る。	施行する。		
(印刷誤り)				

令和七年四月一日（号外特第十号）総務省告示  
第百三十九号（地方公務員等共済組合法第百十三  
条第四項等の規定により地方公共団体が負担する  
団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する  
件）